

相楽東部広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 22 年 3 月 30 日

条 例 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令に定めるもののほか、相楽東部広域連合構成町村(以下「連合町村」という。)における廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)
- (2) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。)
- (3) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (4) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物をいう。

(事業者の責務)

第 3 条 事業活動に伴って生じた一般廃棄物を生じる事業者は、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量化を図らなければならない。
- 3 事業者は、前項に関し、連合長から指示を受けた場合はこれに従わなければならない。

(清潔の保持)

第 4 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は連合長とする。以下同じ。)は、その占有し又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

(ごみ処理計画)

第 5 条 連合長は、その区域(構成町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。)内における一般廃棄物の処理について一定の計画を定めるとともに、これを告示しなければならない。

- 2 連合長は第 1 項に規定する区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生じる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指

示することができる。

- 3 連合長は施行令第4条の規定に基づき一般廃棄物の収集・運搬及び処分を相楽東部広域連合以外の者に委託することができる。

(住民の協力義務)

第6条 前条第1項に規定する区域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で安易に処分することができる一般廃棄物はなるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については可燃物と不燃物を各別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所に集める等組合が行う一般廃棄物の収集・運搬及び処分に協力しなければならない。

- 2 前項の容器には、次の各号に掲げるものを混入してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 爆発等危険性のあるもの
- (4) その他処理作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 連合長は、廃棄物の収集・運搬及び処分に関し、別表に定めるところにより、手数料を徴収することができる。

- 2 特別な取扱を要する場合又は処理作業が困難な場合は、前項の手数料の2倍以内を加算することができる。

- 3 連合長は、天災とその他特別の事情があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

(廃棄物処理施設)

第8条 廃棄物を適正に処理するために、次の処理施設を設置する。

名称		所在地	基準能力
相楽東部 クリーンセンター	ごみ処理施設	京都府相楽郡和東町大字下島小字雨堤 18-1	20t/日
	粗大ごみ処理施設	同	5 t/日

(処理する廃棄物の範囲)

第9条 前条に定める廃棄物処理施設は、処理区域から排出される一般廃棄物であって、次の各号に掲げるものを処理する。

- (1) ごみ処理施設 一般廃棄物で可燃物
- (2) 粗大ごみ処理施設 一般廃棄物で不燃物及び粗大ごみ

(技術管理者の資格)

第10条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとす

る。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(廃棄物処理施設公害防止委員会)

第 12 条 廃棄物処理施設から公害の発生を防止するため、相楽東部広域連合廃棄物処理施設公害防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、相楽東部広域連合廃棄物処理施設から発生する排煙、騒音及び悪臭等について公害が発生しないよう必要な事項を調査検討し連合長に建議する。

(規則への委任)

第 12 条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 3 号)

この条例は、交付の日から施行する。

別表

種 別	基 準	単 位	手数料
一般廃棄物	一般廃棄物で可燃物	kg	40 円
	上記以外	kg	48 円
	一般廃棄物で不燃物及び粗大ごみ	kg	32 円